日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の改正の概要について

<総則関係>

建設住宅性能評価における躯体工事検査時期の明確化

- ・4 階建以上の住宅における建設住宅性能評価の検査時期を明確化するとともに、建築基準法の中間検査時期と整合させることを可能とする。
- < 「 1 構造の安定に関すること 」 関係 >
 - 1-1~4 薄板軽量形鋼造の構造基準の追加
 - ・薄板軽量形鋼を使用した住宅についての構造基準を位置付ける。
 - 1 1 ~ 3 準耐力壁となる仕様の追加
 - ・2階建以下の木造住宅の入り隅部について、準耐力壁とすることのできる仕様を追加する。
 - 1-1 階段等の開口部に床倍率がないことの明確化
 - ・2 階建以下の木造住宅の床倍率を計算する際に、階段室の部分に床倍率がないことを明確化する。
 - 1 5 地盤改良を行った場合の表示の明確化等
 - ・地盤改良を行っている場合には、改良後の地耐力(設計地耐力)を表示することを明確化する。 また、地耐力の表示桁数を変更する。
- <「2 火災時の安全に関すること」関係>
 - 2 1 台所における煙式感知器の追加
 - ・台所等で使用できる感知器に煙式のものを追加する。
- <「4 維持管理への配慮に関すること」関係>
 - 4 2 横主管を1Fピロティ等に設ける場合を位置付け
 - ・排水管等の共用横主管をピロティ等に設置する場合に対応する。
- <「9 高齢者等への配慮に関すること」関係>
 - 9-2 評価対象となる共用廊下の明確化
 - ・共用廊下のバリアフリーの基準について、記述を明確化する。
- <「10 防犯に関すること」関係>
 - 10-1 開口部の侵入防止対策の新規追加
 - ・開口部の侵入防止対策のため、侵入を防止する性能が確かめられた部品を開口部に使用している場合に、その旨を表示する項目を追加する。
 - ・侵入を防止する性能が確かめられた部品としては、国土交通省が警察庁及び民間団体等と共催 している「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」の防犯性能試験を通 過した部品は、これに該当するものとする。
 - ・別添3及び別添4の例のように、住戸の開口部の区分ごとに、一定以上の規模の開口部のすべてに侵入を防止する性能が確かめられた部品を使用している場合、その旨を表示する。

なお、運用開始日については、開口部の侵入防止対策の追加については平成 18 年 4 月 1 日とし、その他の事項は改正告示の公布の日(平成 17 年 9 月 14 日)とする。